

消安委第28号
令和3年2月18日

国土交通大臣 殿

消費者安全調査委員会
委員長 中川 丈久
(公印省略)

消費者安全法第33条の規定に基づく意見

消費者安全調査委員会は、機械式立体駐車場（以下「設備」という。）で発生した事故に関する事故等原因調査等の申出に対し、消費者安全法（平成21年法律第50号）第28条第2項の規定に基づき事故等原因調査等の必要性を検討した。その結果、事故等原因調査等を行わないこととしたが、同検討で得られた知見を踏まえ、消費者安全確保の見地から、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて講じた措置について、その内容を報告いただくようよろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 登録認証機関が作成した「機械式駐車装置の安全機能に関する認証基準」の見直し等

ワイヤロープの強度及び安定性に関する基準は、現在の静荷重に基づく算出方法に加え、設備の動作によって定常的に発生する引張力も踏まえたものとするよう、登録認証機関による対応を求めるべきである。

また、ワイヤロープの安全率にその疲労損傷要素を含めることについて検討するよう、登録認証機関による対応を求めるべきである。

2. 保全及び保守点検に関する課題への対処

(1) 製造者が推奨する定期交換対象品の経年劣化によるリスクの整理及び定期交換の促進

定期交換を推奨する機器及び部品（以下「機器等」という。）のうち、経年劣化による不具合の発生が生命身体事故につながる危険性が高いと製造者が判定するものについては、製造者から所有者並びに管理事業者及び保守

点検事業者にリスクを周知し、機器等の交換を促進するよう、製造者による対応を求めるべきである。特に、使用者と機械の動きを隔離する装置（前面ゲート等）が設置されていない設備は、優先的に対応を求めるべきである。

(2) 国土交通省が示す標準保守点検項目等の見直し検討

標準保守点検項目のうち、不具合の発生が生命身体事故の要因となることが製造者において想定される装置については、機器等の劣化状況を所有者に示すことにより、交換を促進できるような点検項目に見直すべきである。

以下に標準保守点検項目の見直し例を挙げる。

- ①電動装置のブレーキ機能については、現在の動作確認に加え当該機構部品への直接的な点検（測定等）を追加すること。
- ②制御装置のシーケンサ及びインバータの機能点検については、点検項目を明示すること。

(3) 製造者が示す設計耐用年数及び保全計画の周知

保全計画書に基づき設備ごとの設計耐用年数及び保全計画を所有者等に説明及び提出するよう、製造者又は保守点検事業者による対応を求めるべきである。

(4) 設備の適切な維持管理に関する所有者からの問合せ対応に係る仕組みの周知

国土交通省が作成した「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」は、所有者及び管理事業者から製造者への設備の適切な維持管理に係る問い合わせに対応する仕組みを製造者において整備することとしており、この仕組みを、引き続き、所有者及び管理事業者のほか、保守点検の専門事業者にも周知する必要がある。その方法のひとつとして、同指針に記載された「保守点検契約に盛り込むべき事項のチェックリスト」を見直すべきである。

3. 事故情報の共有

消費者安全調査委員会と国土交通省が連携して設備の安全性向上を図るために、以後、国土交通省において収集したマンション等の設備において発生した自動車の落下事故の情報を消費者安全調査委員会に提供をすること。

以 上